

午前9時01分 開会

【古木委員長】 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

委員の出席状況について御報告いたします。全員出席でございます。

ただいま本委員会を傍聴したい旨の申入れがありましたが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 それでは、傍聴を許可することにいたします。

暫時休憩いたします。

午前9時02分 休憩

午前9時03分 再開

【古木委員長】 再開いたします。

議長が御出席ですので、この際、議長に御挨拶をお願いいたします。

【山田議長】 皆様、おはようございます。本日の総務常任委員会は、陳情を含めまして5つの日程について審議をしていただくことになっております。委員の皆様には活発な御議論と慎重審議をお願いしたいと思っております。また、スムーズな運営に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【古木委員長】 議長はこれにて退席されます。

これより本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議はお手元に配付してあります日程表により進行してまいります。

日程に入ります前に委員長から申し上げます。市側説明者におかれては、挙手の際、委員長に見えるように手を高く挙げていただき、御発言の際にはマイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

今定例会から、速記士を入れた会議録の調製は行わず、音声反訳による全文筆記となるので、発言者が音声から明確に分かるよう、御発言は委員長の指名後に行い、マイクに近づいて御発声くださいますようお願いいたします。

また、全文筆記となるので、改めて会議規則第115条を遵守し、発言は簡明なものとし、特に質疑が議題外にわたることのないようお願いいたします。

加えまして、本日正午が一般質問通告の締切りであることから、11時30分をめぐりに休憩を取りますので、あらかじめ御承知おきください。

【古木委員長】 日程第1、議案第51号、大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【選挙管理委員会事務局長】 議案第51号、大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書7ページをお開きください。この条例を提出いたしましたのは、最近における物価の変動等に鑑み、令和7年6月に施行された公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、国政選挙における選挙運動の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担額の限度額を改正するものでございます。

本市における選挙運動の公費負担につきましては、国政選挙の基準に準じて条例を制定していることから、同様に限度額を引き上げるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書8ページをお開きください。条例の第8条、第11条の2つの条を改めるものでございます。

まず、第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続を定めたもので、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額をビラ1枚当たり7円73銭から8円38銭に引き上げるものでございます。

次に、第11条では、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続を定めたもので、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額につきまして、作成単価1枚当たり541円31銭から586円88銭に引き上げるものでございます。

附則につきましては、さきに説明させていただいた条例の施行日を定めるものでございます。

また、経過措置としまして、条例の施行日以後に告示される選挙に適用し、施行日前に告示された選挙につきましては従前のおりとする旨を定めたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【古木委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

【石田委員】 物価高騰などを加味して、選挙運動に使われるビラですとか、ポスターの公費負担を変えらるということですが、まず、ビラを7円70銭から8円38銭に改めて選挙を行った場合、例年どおりの候補者数を加味したときにどの程度支出が増えるのか、また、第11条中のポスターは54

1円31銭を586円88銭に改めるということですから、これに関しても同様の質問を伺います。

【選挙管理委員会事務局次長】 令和5年度の市議・市長選挙のベースで今回の単価に置き換えました場合の額についてお答えさせていただきます。市議会議員選挙では47万7015円、市長選挙におきましては6万4287円、合計で54万1302円の増額となる試算になっております。

【石田委員】 今、財政難が叫ばれておりますけれども、この増額に関しては、そんな大きな切替えというか、財源とかを特別用意しなくても市のほうで対応可能な数字と捉えてよろしいでしょうか。

【選挙管理委員会事務局次長】 市議選挙、市長選挙につきましては市費の負担という形になります。選挙公営制度につきましては、各自治体とも均等を図っておりますので、一般会計から支出できる額であると考えております。

【石田委員】 一応確認なのですが、国でしっかりと基準が示されて、それに倣うような形で、市として独自のものではなくて、完全に国で示したものを準用したという形でよろしいでしょうか。

【選挙管理委員会事務局次長】 国の基準を準用しておりまして、県内自治体も全て同じような準用で条例改正を今行っているところでございます。

【石田委員】 これは体感値ですけれども、チラシの金額の増減の幅を見ると、民間の市場とはちょっと違うのかなと感じるのですが、これについて御所見を伺いたいのと、今回の上げ幅は何を基準に、どのように算定されたものなののでしょうか。

【選挙管理委員会事務局次長】 総務省から試算が出されておまして、近年の消費者物価指数の変動を踏まえまして、8.4%の上昇幅で、ポスター、ビラの額が改定されております。

【石田委員】 今、消費者物価指数という言葉が出ましたけれども、いろいろな品目ごとに出ているものもあると思うのですが、全体の平均をなめたものなのか、それとも、今回の品物に合ったもので改定率を整えたのか、お伺いしてよろしいでしょうか。

【選挙管理委員会事務局次長】 消費者物価指数ということで総務省から示されておまして、実際の単価がどこの品目をというところまでは把握しておりません。

【石田委員】 インク物が大変高騰してしまっていて、色にもよるのですが、かなり輸入価格が高騰している関係で増加幅が大きいと私のほうで把握をしておりますので、その辺も加味されたと確認したかったのですが、消費者物価指数という話でしたから、分かりました。でも、ある程度、物価高に対応して助成いただいたと捉えました。

【古木委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【古木委員長】 賛成全員。よって本件は原案のとおり可決されました。

【古木委員長】 日程第2、議案第52号、大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

【総務部長】 それでは、議案書9ページを御覧ください。議案第52号、大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このたびの改正でございますが、大和市ハラスメント防止条例附則第2項において、条例の施行日である令和5年4月1日から3年以内に必要な見直しを行うこととされており、この規定に基づく必要な見直しを行ったことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書10ページを御覧ください。初めに、第2条第4号におきまして、ハラスメントの定義をより明らかにするため、本条例施行規則において、ハラスメントの定義を定める旨の規定を加えるものでございます。

続きまして、第9条第1項及び第10条第3項第3号におきまして、コンプライアンス推進課の新設により、「人事主管課」の表記を「ハラスメント主管課」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、第16条につきましては、本則に新たな条文が加わることに伴い、第16条から第17条へ1条繰り下げるものでございます。

続きまして、新たに加える第16条でございますが、本市職員と他の公共団体等に属する者との間でハラスメントが生じた場合に、市長と当該他の公共団体等に属する者に係る任命権者等が調査や必要な対応を相互に求め、または協力する旨を定めるものでございます。

最後に、附則におきまして、本条例の施行日を令和8年4月1日とするものでございます。ただし、条例第9条第1項及び第10条第3項第3号の改正規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

【古木委員長】 提案理由の説明が終わりました。直ちに質疑に入ります。

【金原委員】 ハラスメント主管課への名称変更と体制についてお聞きいたします。人事主管課からハラスメント主管課への名称変更は、単なる名称の変更なのでしょうか。それとも、ハラスメント問題への対応に特化した専門部署として、組織改編や人員配置の強化も伴うということで、こういう変更があったのでしょうか。

【コンプライアンス推進課長】 今回の改正につきましては、どちらかというとなりやすさを重視

した改正になります。人事主管課といいますと、まず思い浮かぶのが人財課等となりますので、組織改正が昨年ございまして、コンプライアンス推進課がハラスメントを主管していく形に変わっておりますので、こちらに合わせた改正と捉えていただければと思います。

【金原委員】 こちらは分かりました。

次に、定義の追加に伴う規則について、内容をお聞きいたします。第2条第4号に追加された「であって規則で定めるもの」について、どのような具体的な行為や事例を規則で定めることを想定しているのでしょうか。特に改正後の規則で新たに明記、例示されるハラスメント行為の具体例について、あれば教えてください。

【コンプライアンス推進課長】 これまでも条例の中で、ハラスメントの種類は載せさせていただいているところがございますが、メインといたしましては、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント、パワーハラスメント、最後に、その他の行為ということで、これまでも大和市職員のハラスメント防止等に関する指針という、条例が施行される前から市のほうで制定させていただいている指針がございまして、こちらに載せてあるものをそのまま規則に盛り込んでいくことを想定しております。

【金原委員】 被害があったときには相談対応や事実確認の調査だけでなく、心理的なケアとかそういうものをしっかりとやっていただいて、積極的な支援措置をしていただきたいと思います。これは要望になります。

最後に1点、新設された第16条ですけれども、他の公共団体の職員からハラスメントを受けた場合の調査、指導等の要請に関して、具体的な連携マニュアルや手続はどのように定めていくのでしょうか。また、実際に他の団体に指導等を求めた場合の実効性をどのように担保していく予定でしょうか。教えてください。

【コンプライアンス推進課長】 第16条の規定につきましては、これまでも国から他団体との業務におけるハラスメント発生時の対応についての規定を要請されていたことがございまして、対応そのものはこれまでもしてきたところがございますが、明文化するというところで盛り込みをさせていただいております。

対応のマニュアルですけれども、当市におきましては、ハラスメント防止条例の中で対応の詳細はマニュアル化されていると考えておりますので、当市はハラスメント防止条例に沿った形で対応していく予定です。ただ、他市に要請をした後の対応につきましては、相手方の組織に応じた対応になってくるかと思っておりますので、それに沿った形で対応していただきたいという要請をしていく流れになるかと思っております。

【金原委員】 本当に被害に遭った本市の職員等が人権とかそういうのを保って、また仕事をしていける形でしっかりと対応してほしいと思います。これは要望です。

【石田委員】 まず、この間、この条例を走らせてきて、必要性があってやっていると思うのですが、なぜこの必要性があったのか。ハラスメント主管課になったからという語句の変更はあまり重要視していないのですが、規則で定めるとしていたことに関して伺いたいと思います。

【コンプライアンス推進課長】 今回の改正に至りました背景ですけれども、大和市ハラスメント防止条例の附則におきまして、施行から3年以内に必要な見直しを行うとございます。実際、条例が施行されたのは令和5年4月になりますので、そこから来年の3月で3年を迎えることから、附則に基づき、見直しを行う前提で改正させていただくものになります。

改正する内容があるかどうかに関しましては、コンプライアンス推進部会という、全ての部長級職員で構成される分科会で意見を聴取したりですとか、全ての部で意見聴取した上で、最終的にコンプライアンス推進会議にかけまして、必要性があるものということを出したものが今回の3条文になります。

先ほど委員から御指摘がありました、ハラスメントの定義の規則事項かと思いますが、現行の条例、規則では、個別のハラスメントの定義はしておりません。先ほども御説明させていただきましたが、職員向けの指針において、人事院規則を基にした定義をしているところです。パワハラ、セクハラ、マタハラにつきましては、法律の中でも定義がされているところがございますが、本市の条例、規則を見た際に、それがどういった定義をされて、禁止事項とされているのかをより明らかにするため、職員向けの指針の内容を、今回、規則として定義したものになります。

また、これまでのハラスメントに関して、人事院規則の改正状況から、公布から施行までの期間が短いことから、即時性の視点で考え、規則の定義とさせていただいたものでございます。

【石田委員】 ハラスメントですとか、セクシュアル・ハラスメントとか、本条例においては詳細な定義づけ等がされていない、一方で、法律ではそういったものがされているので、それに準じた見直しかと思いますが。ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント、パワーハラスメント、その他の誹謗中傷、風評等により人権を侵害し、または不快にさせる行為とありますけれども、今回、規則がどういったものになるのかというのは、この委員会に資料として提出されていないので、具体的にどういうものなのかというのが全く分かっていないのですが、内容を詳細に説明していただけますか。

【コンプライアンス推進課長】 先ほど申し上げましたように、大和市職員のハラスメント防止等に関する指針の定義の部分を抜粋したものを代表者会でこちらからお配りさせていただいております。

先ほど申しあげましたように、条例施行前から指針はありますので、人事院規則で変更がない限り、この辺については特に変わりはないものと捉えておりますので、これをそのまま規則に盛り込むと捉えていただければと思います。

【石田委員】 私はハラスメントかどうかということ判定する上での具体的な取決めは非常に重要な事項だと思っているのですが、大和市の認識はどうでしょうか。

【コンプライアンス推進課長】 おっしゃるとおりでございます。

【石田委員】 地方自治法第14条では、権利ですとか何か義務を課すときには、その重要事項は書かなければいけないとなっています。今、重要だとおっしゃいましたけれども、一方で、重要事項は書かなければいけないという法律の縛りといいますか、求められていることから、本条例が規則で重要な部分を定めるというのは課題があるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【コンプライアンス推進課長】 今回、条例の中でハラスメントを定義した上で、その詳細について規則で盛り込むという形を取らせていただいておりますので、おっしゃった形を取らせていただいているものと捉えております。

【石田委員】 先ほど機動性という言葉がありましたけれども、私は機動性よりも、特に大和市のような首長のハラスメントで職員の方々が大変苦しい思いをされたという背景を持っている自治体においては、何をハラスメントとするのかという具体的な部分を議会を介さずに行政が決めることは——この間、私たちが経てきた反省を考えたときに、どうしても規則というのは、議会を通さずに行政に丸投げすることになるのです。もし規則を変えたとしても、私たちにそれを教える必要性は何もないので、こういった部分に関してはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

【コンプライアンス推進課長】 今回の規定ですけれども、一から新たなものを盛り込むものではないです。もともと職員向けの指針はあるという前提がある中で、ハラスメント防止条例を議会で制定されて、その裏に規則で定義を持ってという形を取られていらっしゃる。指針に盛り込んでいたものを規則に置き直しているところになりますので、全く議会を介さずに何かをしているという認識はこちらにはございません。

【石田委員】 今のお話を整理したいのですけれども、指針がありますと。指針も規則も市のほうで議会を介さずに変えることができる認識に関して、まず間違いはないかどうか伺いたい。その指針は定義に基づいているというお話でしたけれども、その定義は何か法や条例に基づいているという認識なのでしょうか、整理させてください。

【コンプライアンス推進課長】 委員がおっしゃっていることはそのとおりでございます。

ちなみに、定義につきましては、人事院規則に基づいております。

【石田委員】 客観的に伺いますけれども、これはハラスメントだということを詳細に詰める場合の重要事項が規則になります。これ以降、市議会は条例以外は直接的にタッチができなくなるという認識なのですが、その認識は間違っていますか。

【コンプライアンス推進課長】 全く意見が言えないというわけではないと思いますので、その点はそうではないとこちらは考えております。

また、先ほどのお話ですけれども、国でのハラスメント定義が変更となった場合は、人事院規則の改正をもって本市の規則改正の対応を行ってまいります。その場合は、条例の対象である議会への情報提供も速やかに行なってまいりますので、そういった点で議会の意見等はお伺いできるかと考えております。

【石田委員】 重要なことなので、確認させてください。規則の変更があった場合には、必ず議会にその旨を伝えて審査する場をいただけるということでしょうか。

【総務部長】 ただいまの御質問でございますが、繰り返しになりますが、基本的には、今回、規則で規定した内容につきましては、国での定義に準拠していきたいと考えてございます。したがって、今後も人事院規則の改定をもって本市の規則改正の対応を行ってまいります。繰り返しになりますが、その際には情報提供を速やかに行わせていただきますので、その内容をもって逆に議会のほうごどのような御意見があるのかということについては、お話を伺ってまいりたいと考えておりますけれども、原則は国の規定を準用していきたいというのが市側の考えでございます。

【石田委員】 今おっしゃられた説明を真っすぐ解釈すると、規則というのは、ハラスメントは具体的にどういうものなのかということ定義づけるものです。報告は受けられるけれども、それに対して、例えば条例であれば賛成とか反対をする、つまり、議決権を行使することができるのですが、それについて市議会は議決権を行使する必要がなく、何か問題があったら御意見等をいただければいいというスタンスと確認してよろしいでしょうか。

【総務部長】 ただいまの御質問でございますけれども、繰り返しになりますが、国の規定に準拠してということでございます。今後、その内容について情報提供させていただいて、その中で審議すべき事項があれば、その時点でそれぞれまた協議をさせていただきたいと考えてございます。

【石田委員】 国の規定も国会を通さずに変えられるものでございますし、それが市のほうに入ってきて、規定の中で変えられるということになると、本当に行政の専権事項になってしまうわけです。そうなってくると、ハラスメントという問題の性質を考える上で、しっかりと議決機関のチェックを通して詳細なルールをまとめていくことが殊さら必要になってくるというのが1点。

大和市で何で大木市政のパワハラの問題が発生したのかということを総括いたしますと、議会に全

く情報提供いただけなかった、非常に情報が閉鎖化をしていたということは、実際に報告等々でも我々は全員共有していることになっています。そういうことが問題になっている中で、今回、情報の閉鎖性——報告するとは言ってくれているのですけれども、議会が関わるができない状況を率先して行政がつくっていくという方向性に関しては極めて問題が大きいと指摘をしておきます。意見です。

【古木委員長】 ただいまのは意見要望として処理させていただきます。

【北島委員】 第16条の部分でお伺いしたいのですが、本市では、このように条例化、明文化することでしっかりと対応できるようにという話をいただきましたけれども、他市の条例化の動向はどのようになっているかお伺いしてもいいですか。

【コンプライアンス推進課長】 ハラスメントに関しましては、正直なところ、条例まで制定している市は全国的に見てもかなり少ないです。やっていらっしゃるとしても要綱以下という形になるのかなと思いますが、基本的には、皆さん、どこもハラスメントの対応は義務化されておりますので、うちほどしっかりしている形かどうかというのはありますけれども、明文化していなくても、国のほうから全ての自治体に対して要請が出ておりますので、こちらは対応していただけるものと考えております。

【北島委員】 ほかの自治体でも何かあった際には対応していただけるということで間違いのないのは確認させていただきました。ありがとうございます。

その際に、いつまでに対応しなくてはいけないという期限だったりとか、情報の共有も、各自治体、同じような形で行えるものなのでしょうか。

【コンプライアンス推進課長】 そちらにつきましてはケース・バイ・ケースになると思います。受けた案件によりけりというところがございますので、相手のほうとも相談しながらやっていく形になるかと思っております。

【古木委員長】 ただいま委員外議員の高久議員から発言を求められております。同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない、委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をすると議会運営委員会で決定されておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 それでは、高久議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【高久委員外議員】 先ほどの規則に関わることかと思うのですが、セクハラとかパワハラとかマタ

ハラが例示されているということですが、これはなかなか難しいかと思うのです。市民との関係でこのいったハラスメントに関してはどのようにしているのかお伺いいたします。

【コンプライアンス推進課長】 本市のハラスメント防止条例は職員や議員の間でのハラスメントを対象としており、カスタマーハラスメントは対象といたしておりません。これまでも本市におきましては、カスタマーハラスメントと同義であるとも言える不当要求行為に対して、ガイドラインを制定し、対応に当たっているところでございます。そのため、改めて条例にカスタマーハラスメントを入れる等は、今のところ、想定しておりません。

カスタマーハラスメントにつきましては、令和7年6月に労働施策総合推進法の一部改正により、定義化がされたところでございます。法の施行自体が1年半以内とされており、現段階で決定はしておりません。また、事業主に雇用管理上必要な措置が義務づけられ、その指針が改めて示されることとなっておりますが、こちらも現段階で示されておりません。

指針の内容を確認の上、今後、必要とされる対応については検討し、職員が良好な職場環境の中で勤務できる体制を維持していけるよう、今後も尽力してまいりたいと思っております。

【石田委員】 重要なことなので、ちょっと質疑が足りていなかったなと思って伺うのですが、地方自治法第14条で重要事項は書かなければいけないと定められていますと。それに関しては、この条例に書かれている文面で問題がないという御認識を示されておりましたが、実際にハラスメント行為を認定するに当たって、具体的に必要な事項が重要事項ではないという認識は看過できないと私は思っております。重要事項は今の上っ面の部分でオーケーで、詳細な中身に関しては行政で決められる、規則でやるということが法律上問題がないという根拠といたしますか、だから問題ないのだということをしかりと示していただきたいのです。

【総務課長】 法令と条例の関係でございますが、私のほうでお答えさせていただきます。地方自治法第14条第2項は、普通地方公共団体は、義務を課し、または権利を制限するには、条例によらなければならないという規定でございまして、重要事項という言い方はしていないのがまず1点目でございます。

それと、先ほど来、総務部長、コンプライアンス推進課長から答弁させていただいておりますけれども、法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる。あと、地方自治法第15条第1項は「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」ということございまして、今回、ハラスメントの定義等は法令で定義されているものかと思えます。ここから逸脱しない限りにおいて、条例及び規則で制定することについて違法性等は生じないものと捉えてございます。

【石田委員】 私も地方自治法第14条第2項を見てお話をしたのですが、義務を課したり、権利を制限するものに関して、重要事項に当たるものは条例で定めなければならないとなっていると思うのですが、それは書いていないという答弁でしたか。

【総務課長】 第14条第2項を読み上げます。「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」という規定でございます。

【石田委員】 ハラスメントと認定された人間はそれなりの罰を受けることになりますから、まさに権利が制限されることになると思うのですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

【総務課長】 最終的には地方公務員法に基づく懲戒処分になりますけれども、そこは地方公務員法に規定されている、こちらについては、ハラスメントについての基準を設けていると捉えてございます。

【石田委員】 今のはすごく詭弁だと思うのです。ハラスメントと定義をされたものは、あなたはハラスメントをやっていますとなったものは、そこから直結をして、罰則規定に関しては、まさに地方公務員法の懲罰等が課されるということですから、権利を制限することと完全に連結していますよね。当然、行われるべきことなのではけれども、権利を制限することにつながるわけですから、条例の中だけでは違うのだと切り離して考えるのは、とても法律的ではない考え方だと思うのです。今の考え方は問題があると思うのですが、いかがですか。

【総務課長】 国でもそうですけれども、懲戒処分に関しては、指針という形で定めております。懲戒処分ができるという規定については地方公務員法で、法の規定に基づいて処分ができるという規定でございます。その基準ですとかについては、指針その他のところに落としているという考え方になっております。それぞれの事例について審議をした上で懲戒処分するかどうか決めているところからして、法令、法律、条例、規則、指針の分けについては、そのようなことで問題ないかと考えてございます。

【石田委員】 今、国の話を持ち出したのですが、今は地方自治法第14条第2項の話をしていまして、そこでは権利の制限ですとか義務を課す場合には条例で定めなければいけないと明記されていて、ハラスメントに認定された者は、当然、権利の制限を受けるわけですから、しっかりと条例で定める、つまり、議会を通して、市民の負託を受けている議員から、これで問題ないと審査を受けた上で進めていくほど、非常に慎重に進めなければいけない事柄なのではないかと法は語っていると思うのですが、その考え方に背くのではないかと訴えているのです。

【総務課長】 懲戒処分の話が出ているので、あれですけれども、第14条第2項は「法令に特別の

定めがある場合を除くほか」とあります。こちらで基本的には地方公務員法が根拠となって処分を行っていき、その他については基準を設けているという考え方となります。

【石田委員】 私が示したことに対しては全くお答えになっていないという認識ですが、これ以上は多分やり取りにならないと思いますので。

私はこれは極めて重大な問題だと思っておりますし、市議会を著しく軽視する行為だと思っております。この間、行われてきたハラスメント疑獄の問題、そこで明らかになってきた被害等を考えたときに、行政単体でハラスメントの詳細な決定ができるという状況を条例で立法するのはあってはならないことと私は認識しています。意見です。

【古木委員長】 ほかに質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【古木委員長】 賛成多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

【古木委員長】 日程第3、議案第70号、令和7年度大和市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

直ちに総務所管関係の質疑に入ります。

まず、歳出について、補正予算書12、13ページをお開きください。2款総務費4目広報連絡費の（2）広報やまと発行事業、1目税務総務費の（2）収納課内庶務事務、3款民生費1目社会福祉総務費の（1）職員給与費が審査対象です。質疑ございますか。

【石田委員】 まず、広報やまと発行事業についてお伺いをいたします。全戸配布を開始されたということで、これ自体は非常に前向きに見ているのですが、これを行うに当たって、自治会との調整等、そこからの切替えに関しても大変努力があったと思うのですが、その辺のやり取りについて教えていただきたいと思います。

【広報課長】 私、今、インフルエンザ明けで声ががらがらですみません、聞き取りづらいかもしれませんが、御容赦いただきたいと思います。

自治会の配布等をやっていたのですけれども、自治会の加入率が約50%まで落ち込みました。そうしますと、知る権利も含めまして、広報を皆さんにちゃんとお配りするということで全戸配布に至ったことがまず1点でございます。

さらに、加入率の低下に伴うところもございすけれども、自治会の皆様が広報紙を各戸に配布するという行為自体もかなり負担が大きいという御意見もいただいております、そういったことも含めまして全戸配布に至ったところになります。

【石田委員】 一方で、元気な自治会からは、やらなくなることによって委託費が皆減するという課題もあったかと思うのですが、その辺の御対応を伺います。

【広報課長】 委託費等に関しましては、別の所管課がお支払いしております、こちらは所管外なので、はっきりと分からないところもあるのですけれども、広報やまとの配布の委託費の実際の経過に関しましては、いろいろと御意見はいただいたのですが、自治会の皆様から御容赦というか、御理解いただいたところでございます。

【石田委員】 全戸配布することになったのですけれども、何世帯ほどに配布することになるのでしょうか。

【広報課長】 当初はやまとニュースが全戸配布でございました。その配布部数が11万1700部前後で推移しております、安定的にずっと来ていたところがございましたので、当初は約11万2000部を契約で配布する予定になっておりました。

ただ、今、足りないということで補正予算を組ませていただいたのですけれども、大和市は人口が

どんどん伸びているところもありまして、その増加の部分に関しては伸び率を計算しておりまして、年約1.2%の増を見込んでおりました。ただ、直近ですと1.3%の割合でどんどん増えていまして、まずそこで足りていない。さらに言うと、配り始めましてから、2世帯住宅、社会福祉施設とか高齢者住宅に関しまして、自治会を通じて配布しているところもあったのですが、配布していないところからの要望が結構多く来ております。最も大きい理由としましては、やまとニュースは要らなかったけれども、広報やまとは欲しいという御要望をいただいているところになります。

先ほどちょっと申し上げましたが、当初の配布予定としては11万2500部が正確な数字でございます。

【石田委員】 大和市の全世帯数を教えてください。

【広報課長】 住民登録上の世帯数に関しましては、令和7年11月1日時点で12万4042世帯でございます。

【石田委員】 職業柄、よくチラシを配るものですから、すごく不思議なのは、市の公の印刷物であるということもあるとは思いますが、全世帯が12万4000世帯で、それに対して契約が11万1700部というのは、率としては極めて高いと思っています。一般的なポスティング事業者に聞くと、ポスティングを全戸にお願いしますという話になっても、8万部から9万部ぐらいです。この2万1000超の差はどう捉えたらいいのか。要するに、普通では入れないところに対して、1戸1戸、細かに入っていいよという許可をいただく企業努力が実際にあるのか伺ってもいいですか。

【広報課長】 やまとニュースの配布実績が令和5年4月時点で約11万1000部という状況がございます。基本的には、ポストのあるところにどんどん配っているというところがございますので、石田委員の各戸に配っているイメージとそんなに相違はないと考えているのですが、大きなところで言うと、高齢者の福祉施設であったりだとか、高齢者の専用賃貸住宅みたいなところだと、福祉施設然としておりますので、なかなか入りづらいところがあると思うのですが、そういったところも御要望をいただいておりますので、直接、何部かまとめてお渡ししているところがございます。そこで差分が結構出てきているかと認識をしております。

【石田委員】 けちなもので、契約戸数がちょっと過剰なのではないかなと心配をしているのですが、実態に見合った戸数の契約になるようにしっかりと根拠づけ、裏づけは取られているのですか。

【広報課長】 石田委員がおっしゃられた、余分なものを印刷したりだとか、廃棄することが経費の無駄な部分になってしまいますので、今回、新たに変更契約をするに当たって、事業者と粘り強く協議をいたしまして、1000部単位にはなるのですが、毎月、必要部数だけお支払いするという契約に変更させていただくように調整をしております。ですので、部数が大きな世帯数、大和市で

いうと12万6000部ぐらい多く取っておけば、その分のお金があっても、実際にお支払いするのは、実数としての先ほど申し上げた11万1000部から2000部、12万部ぐらいまでの間のごとくお渡しする形になりますので、無駄な経費はかからないものと認識しております。

【石田委員】 妥当な契約の方法だと思います。

これはポスティングをお願いする依頼者みんなの悩みだと思うのですが、今のお話だと、事業者側からすれば、契約しているものをフルで配りたいという動機になるわけです。だけれども、配れないところがあったときに、配っているていを取りたくなってしまうと思うのです。例えば、市外だけれどもいいやとか、余ってしまったけれども捨ててしまおうとか、そういうことになりかねないと思うのですが、その辺の管理はどのようにお考えですか。

【広報課長】 毎月、部数の配布実績を上げていただいておりますので、その中で極端に数字が変わってくるような事態がございましたら、当然ながら、そこは注視しておりますので、分かるころだと思っております。ですので、実際の大きな契約の中での、うちが持っている、これだけ配れるよという金額自体は、当然、配布事業者にはお伝えしていませんので、そのままそのとおりに準じてやっていただけるものと認識しております。

【石田委員】 これはぜひやっていただきたいなと思っているのですが、非常に大きな集合住宅で、ポスティングお断りというところがたくさんあるのです。全部を細かく、集合住宅で入っては駄目だよというところを調べるのはちょっと苦だと思うのですが、これだけの率で配るわけですから、大きいところに対しては、その事業者がちゃんと許可を得ているはずなのです。許可を得ているかどうかという確認は結構容易にできると思うのですが、そういった御確認をされる予定はございますか。

【広報課長】 今、配ってほしくないという部分でしたが、一方、うちに届いていないので欲しいということに関しましては、都度、事業者と調整をしまして、住所のリストをつくらせていただいて実施しているところがございますので、そこは大丈夫だと御認識いただければと思います。

【石田委員】 ちょっとお話が変わったなと思うのですが、配らないでくださいと言っている集合住宅があります。そこにも入れないとこの率は出ないと思うのです。なので、ちゃんと配っているかどうかを確認するという意味で、事業者情報だけだと、利害関係があるので、情報のソースとして偏りがありますから、利害関係のない配られる対象の大きい集合住宅の管理者に、広報やまとをこの事業者が配りに来ていると思うのですが、御許可いただいていますかと一言確認をすれば、その正確性が担保されると思うのですが、それについて御努力いただけますかというお話です。

【広報課長】 規模感がどの程度になるかが難しいところですが、この建物に配らないでほし

いという御要望自体はマンションごとにはいただいていないところがあるので、はっきりとは分からないのですけれども、市側でちゃんと配っているかどうかの調査に関しまして、その手法を含めて実施の検討をさせていただきたいと思います。

【石田委員】 1部単位でというのは難しいと思うのですが、これは公費で行うものですから、1000戸以上の集合住宅に関しては、しっかりと確認をしていただくというのは、委託を行う市として責任があることだと思いますので、検討ではなくて、必ずやっていただきたいと1つ要望しておきます。

また、集合住宅に限らず、個別のお宅に関しても、チラシを入れないでくださいとはっきりとポストに書いてあるところが10%ぐらいあるのです。10%ぐらいあるだけでも、11万部だったら、1万1170ぐらいが配れなくなるかなと思うのですけれども、その辺に関しては考慮されていますか。

【広報課長】 配らないでくださいというところに関しましては、なかなか難しいのですけれども、いわゆる広報紙自体は欲しいけれども、チラシ、ビラは要りません、入れないでくださいというところもあったりとか、その部分に関しては、都度、対応させていただいているところでございます。ですので、石田委員おっしゃるような配らないでくださいの中でも、取りあえず配っております。その中で駄目だったときには御連絡いただく、当然、お叱りをいただくことが多いのですけれども、お叱りをいただきながらも、次回からなしですということをうちのほうでリスト化させていただいて、事業者と調整しているところでございます。

【石田委員】 すごく丁寧に対応していただいているようで心強いです。

集合住宅の大きいところに関して、事業者が配っているかどうかは非常に重要なチェック項目になりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

また、全戸配布することによって、市の求人、例えば会計年度任用職員を募集していますとか、市の職員を募集していますとかでも活用可能かなと思っているのですが、現在、人材募集という観点でどの程度行われているのか、あと、民間事業者がそういった部分で何か使われていることがあるのかという2点をお伺いしていいですか。

【広報課長】 御質問に関連がありますので、まとめてお答えすることになると思うのですが、まず、ポスティングの業者自体が市内の有限会社ウイズパルという会社になっております。市内事業者ですから、もともと地元の方を採用されて、地元の方がお配りするところがベースになっておりますので、今、石田委員がおっしゃった後者の具体的な運用状況は分かりかねるのですけれども、そんなに遠くないところで市民の方が御活躍されているものと認識しております。

【石田委員】 ちょっとすれ違いがあって、ウイズパルのことではなくて、全戸配布されることになるので、広報やまと自体の広告宣伝の力がすごく強まったと思っているのです。その上で、市の求人等を出すときに、どこかの求人会社とかに出すと、すごく高く取られますから、市のほうで見たりとかということもできるかなと。そういう経費の削減効果もあるかなと考えているのです。その辺について何か行われていることがあるのか伺ってよろしいでしょうか。

【広報課長】 職員の募集に関しましては、広報紙に掲載させていただいておりますので、一定程度、効果が高まっているものと認識しています。

余談ではございますけれども、まさに広告効果が高まってございまして、広告枠に関しましては、渡辺委員からも広告を増やしたらどうかということをいただきましたので、そういったことも含めまして、今、検討を進めているところでございます。

【金原委員】 基本的なことなのですが、大和市での全戸配布に関して、何人ぐらいで、何日かけて進めているのでしょうか、そこだけ教えてください。

【広報課長】 人数に関しましては把握しておらず、申し訳ないところでございますけれども、大体5日から、長くても1週間以内で配布いただくように調整をしているところでございます。

【金原委員】 分かりました。

基本的に人間が配達すると思うのですが、広報紙を配達する場合は、広報やまとを裸のまま持って投函していくという感じの配布方法でしょうか。そういう形でいいのですか。

【広報課長】 そこに関しましてもお任せなので、はっきりこうだと申し上げづらいところなのですが、配布している風景を何回か拝見させていただいた状況で言いますと、リュックとかかばんをしょって、まとまったものに手を出しながらお配りしているというのを私どももよく見ているので、裸一貫でということはないかなと思います。

【金原委員】 最後に、郵便局の配達方法として、同じものであれば、配達員がエリアを——多分、ヤマト運輸だと、第1集配課、第2集配課があると思うのですが、同じ郵便物であれば、全戸配布という形で配ったりするのです。郵便局がどれだけの金額でやるかは把握していませんけれども、配達方法としては、そういう方法もあるので、今は民間を使っているのですが、そんな方法も確認してもらってもいいのかなと思います。封筒に入れていなければ郵便物として扱わないので、無理なこともあるかもしれないのですが、郵便局も全戸配布という形で同一のものであればやっていますので、そんなことも検討してもらってもいいのかなと思います。これは意見です。

【古木委員長】 ただいまのは意見要望として処理させていただきます。

【北島委員】 私からも広報やまとなのですが、広報紙ということなので、石田委員が先ほど

からおっしゃっていた、ビラお断りですというお宅とかは置いておいて、公のものとして配る認識でいて、もしクレームがあったら、ここはやめますという認識でよろしいですか。

【広報課長】 その認識で結構でございます。

【北島委員】 先ほど、クレームというか、やめてくださいと電話などであったというお話があったと思うのですが、何件ほどあったというのは伺っても大丈夫ですか。

【広報課長】 これに関しても、細かいところはまだ積算しているので、はっきりと申し上げづらいところですが、体感的には、毎月で言えば、5件から10件前後はいただくことがございます。一方で、入っていないとか、新しく欲しいというところもそれ以上に増えていますので、そういう意味では、増加傾向にあるような状況でございます。

【石田委員】 非常に重要な確認なのですが、広報やまと一緒に議会だよりも配られているかと思うのですが、この辺はどうなのでしょう。

【広報課長】 議会だよりも一緒に配っております。

【石田委員】 議会として、しっかり確認しなければならないことだと思いましたので。

次に移ります。税務総務費の収納課内庶務事務について、「財産調査に係るシステムの導入により財産調査及び滞納処分件数が増加し、通知等郵送料に不足が生じることから増額します」ということで、前回の議会的时候には、それによって差押えの金額が増えたとか、この辺も議論になったかと思うのですが、改めて、まず、差押えがどの程度増えたのか、財産調査で増える前と増えた後を示していただいてよろしいでしょうか。

【収納課長】 財産調査の件数については集計を行っておりません。実際に差押えを行った件数でございますが、今年度の上半期の件数が798件、昨年度と同じ時期で575件でございますので、223件で約3割増しという結果になっております。これが調査に基づいて判明した成果であると理解をしております。

【石田委員】 調査件数を全く把握されていないことにちょっと驚いたのですが、どの程度やったか把握されていないということですか。

【収納課長】 申し訳ありません、今、手元に資料がないということで、集計を行うと出てくるものでございます。

【石田委員】 分かりました。非常に重要な数字かなと思いますので、お願いしたいと思います。

銀行に差押え等で市が届出をしたときに、返ってくるのが非常にゆっくりだったので、その間に銀行からお金を引き出してしまうたり等でなかなか差押えが十分に行えないという状況があって、それが今、電子化されて迅速化したことによって、非常に迅速な差押えが可能になったという認識なので

すが、この辺のシステムの変更に関して、詳細に御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

【収納課長】 委員おっしゃるとおり、従来、調査は郵便で行っておりまして、金融機関によっても差がありますけれども、およそ3週間から3か月、あるいは半年といった形で回答をいただいていた状況でございました。それがおよそ数日で回答が得られるということで、非常に新しい情報が手に入ったということになりますので、そういう意味で実効性があると考えております。

【石田委員】 今、新しい情報という言葉があったと思うのですが、迅速化をしたということ自体は分かるのですが、入ってくる情報自体の質というか、クオリティーも電子化によって何か変わったのでしょうか。

【収納課長】 回答のクオリティー自体は同じでございます。いわゆる最新の情報を近いときに得ることができるということで変わったということでございます。

【石田委員】 迅速化によって得られるメリットもあると思うのですが、収納課として、ここは課題といいますか、デメリットに感じている部分などがありましたら教えていただけますでしょうか。

【収納課長】 そうした情報は新しいにこしたことはございませんので、特に今回のように郵送代がかかってしまうとか、そういったことはございますけれども、特に問題になるようなことはないと思っております。

【石田委員】 今、極めて世の中が世知辛いといえますか、厳しい状況にある中で、迅速化をすること自体は、実際に条件を満たした上で制限されるわけですから、法に基づいたものと認識をしていますが、この今のタイミングで迅速化することはちょっと優しくないなというのが私の所感ではあるのです。間が空くことによって受け入れられてきた部分があると思うのです。下手に追い込み過ぎることによって、最悪、自ら自分を傷つけるようなことをしてしまうことにもつながりかねないと思うのです。迅速化が行われるに当たって、その辺のフォローは何か行われているのでしょうか。

【収納課長】 やはり税の公平性の確保ということが第一番目でございますので、私どもに全く相談がなく、どのように苦勞されているか分かりませんが、きちんと納期内納付をされている方のことを思うと、この迅速化で必要なことはやらねばならぬというのがまず大前提でございます。その上で、特に債権の滞納処分については、例えば給与には差押えの禁止が規定されているとか、給与が入っただけの口座を差し押さえて、実際に裁判に負けているという例もございますので、その点はきちんと加味をしまして、中の状態を鑑みて、すぐに取立てをすべきでないものは一定期間置いておくといったことを行っているところでございます。

【石田委員】 システムの迅速化が図られたことによって、これまでの滞納処分のスピードよりもは

るかに早く行われるということは滞納者の方にも周知をしていく必要があると思うのですが、そういう対象になる方々に対して、システムの迅速化に関わる情報提供は行われているのでしょうか。

**【収納課長】** まず、この調査の対象となる方ですけれども、納期限を経過して督促状を送ってもなお納付や相談の確認が取れない方に限っております。そうした方については、電話案内センターなどで現年度や昨年度しか滞納がない方に対して、できるだけお知らせを行っております、そこで適切な御相談ができていない方については、調査自体をかけないといったことを実際に行っております。

先ほどの照会の件数ですけれども、このシステムを導入しましたのが令和6年、昨年の6月からでございます、昨年の件数としましては、6月からの10か月間で8343件の調査を行っております。今年度4月から6か月の2か月間で1万1708件の照会を行っているところでございます。

**【石田委員】** 昨年の場合、6月から10か月で8343件だったものが、システム更新後は2か月で1万1788件と捉えたのですけれども、大丈夫そうですね。すさまじい伸びだと思います。

当然、税の公平性の観点から、滞納処分等はルールにのっとってやっていく必要があると思うのですが、滞納されている方々は一方で経済的な弱者であります。私自身も料理ばかりずっとやっていたときに、時間もない、お金もないという状況で、学もない、滞納することによってどういうことが起こり得るのかということも全く知識がない状態の中で生きている人間の気持ちがよく分かります。そういった方々に滞納処分がどういうスピードで行われるのかということが、今回、大きく変わっているわけですから、それについて滞納者の方にしっかりと情報周知をしていくこと、リスクを知っていただくことは極めて重要なことだと思っているのですが、それについて改めて御所見を伺ってよろしいですか。

**【収納課長】** おっしゃるとおりかと思えます。実際に私どもが差押えなどを行う前に納税者の方と接触する機会といいますと、電話がかかってきた、あるいは、窓口に来られたときになりますので、そういうときには、そういったお話をすることもあるのですけれども、逆に脅しではないかといった捉え方をされることもかなり多くございまして、実際にはこうなってしまうよということをお知らせはするのですけれども、捉えられる方にとっては余計なお世話といいますか、そういう反応をされることも結構ございます。

電話案内センターなどでも、こういうことになりますよというお話はしていただいておりますけれども、例えば広報で載せるといった類いのものでもございませぬし、もともとは納期限内にお支払いいただくのが大前提でございますので、殊さら強調して周知するようなものでもないのかなという気持ちはございます。

**【石田委員】** 周知をするつもりはないということでしたが、圧倒的に厳しい状況に置かれると、ど

うしても行政というものは催促をしてくる、敵対的な気持ちになってしまったりということも十分あり得るわけです。そういう場合が非常に多いと思います。そういう状態の方々に、敵ではないのだ、寄り添いたいのだということを出して行って、そういった情報なんかも事前に周知をしておくだけで、我々として伝える努力をしていた、手紙も送っていたということも——事前の事前に制度が変わりましたよと送っておくということは、何か事があったときにも、市として極力寄り添ったということを履歴として残せるものですから、ぜひ御努力をお願いしたいということは強く要望します。

【北島委員】 関連して、催促するまでの期間は何かに定められていたりとか、平均があったりとかするものなのでしょうか。

【収納課長】 法的には、納期限後20日を経過して納付のないときは督促状を発しなければならぬと決められているほかは、特段、定めがあるものではございません。

【北島委員】 そうすると、督促状が20日後に、はがきないし電話でも行われるのですかね。

差押えに関しては、人によってある程度差が出るというお話があったと思うのですが、督促状があたりとか、差し押さえますよという連絡があった際に、その人の事情によって対応方法があたりするのですか。今こういう状態で滞納してしまっているのですから、このような支払い方法がありますよとかという案内はその場でしてもらえるのでしょうか。

【収納課長】 事前に御相談いただいている方については、どのような経済状況であるかということはお聞きをした上で対応しております。差押え後にそういったお話を聞かされた場合には、それに対応するようにしております。

【北島委員】 差押えをする前に相談があった際には、支払い方法は一括しかないものなのでしょうか。

【収納課長】 法的には徴収猶予といった方式がございまして、現在の状況を知らせる資料を御提出いただいた上で、徴収を猶予することがございます。現実的には分割でお支払いいただくといったことを御案内しております。

【石田委員】 民生費の職員給与費、人事院勧告に基づく一般職の給与条例等の改正を行いますということで、本補正予算では、様々な課に分かれて上げられているのですが、民生費における職員給与費に該当する職員の人数ですとか、この積み上げをするに当たっての積算の方法は、例えば行1、行2で平均額をつくってとか、どのような上限額の積み上げを行ったのかお伺いいたします。

【人財課長】 民生費の人数については、今、手持ちがないのですが、民生費にかかわらず、予算の積算をするときは、前提として、人件費は款を超えた流用ができないというところがありますので、人事配置とか、昇給とか、そういった過去の実績とかを踏まえまして、ある程度のシミュレーション

で予算の積算をしているところです。ただ、実際、人事配置が予算のシミュレーションと異なっていたり、想定外、予想困難な部分では、休職とか育児休業、退職は、款ごとでの予測ができませんので、人件費全体としての捉えの中で、ある程度のシミュレーションで款ごとに行っている状況でございます。

【収納課長】 先ほどの発言で訂正をさせていただきたいと思います。調査の件数でございますが、令和7年度4月から6月の2か月間と私は申し上げたかもしれませんが、4月から6か月間で1万1708件でございますので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

【石田委員】 確認させてください。ということは、去年は6月からの10か月間で、令和7年は4月からの6か月間という認識でいいですね。

【収納課長】 はい。

【石田委員】 では、大丈夫です。ありがとうございます。

【収納課長】 失礼いたしました。

【古木委員長】 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【古木委員長】 続いて、補正予算書14、15ページをお開きください。ページ内の全てが審査対象です。質疑ございますか。

【石田委員】 全て「人事院勧告に基づく一般職の給与条例等の改定に伴い、増額します」ということですが、ベクトルで聞いていますけれども、まず、財源等はどのように持ってくるのかお伺いしてよろしいですか。

【財政課長】 今回の補正財源につきましては、歳入で繰越金を充当しております。

【石田委員】 この繰越金は幾ら充当したのかということと、今回、もし値上げがなかった場合には、基金等への積み上げの予定だったということでしょうか。

【財政課長】 今回の人事院勧告に基づく給与条例等の改正に伴う増額についてのみ取りますと、総額が1億8800万円でございますので、繰越金は後ほど歳入のところでも審査がございますが、2億円強で、充当しているうちの1億8800万円が職員給与費に該当する分でございます。また、最終的に繰越金につきましては、2月補正によりまして、歳入歳出全体の中で調整を行うものがございますので、繰越金が余ったから、即基金に積むのかということ、そういった筋のものではございません。

【石田委員】 そういった筋のものではございませんというのは、ちょっと雑駁な御答弁かなと思いますので、違うのか、全てがそうではなくて、こういうものもありますということなのか、具体的に答

弁いただいてよろしいですか。

【財政課長】 具体の答弁につきましては、その時々予算の状況によりますので、一概にどうこう言えるものではございませんが、言い換えますと、繰越金が余ったら、必ず基金に積むものではなく、予算につきましては、そのときの歳入歳出と同額にバランスさせる必要がございます。ですので、全体のバランスを取る中で、繰越金をこの歳出に充てるとかというのがイコールでリンクしているものではございませんので、全体の歳入歳出のバランスを取る中で、実際の前年度から繰り越された金額まで合わせていく、その中で、ほかの歳入歳出を調整していくという流れを取るものでございます。

【石田委員】 繰越金を約1.8億円充当されたということですが、繰越金の残額はお幾らぐらいになったのでしょうか。

【財政課長】 現時点で予算に充当されずに残っている繰越金の金額は3億1400万円ほどでございます。

【石田委員】 1.8億円充当して、残額3.1億円ということですね。

今、市民の皆さんに対しては、様々な形で負担増をお願いしているところだと思うのですが、一方で、今回、繰越金の結構な割合を使って、職員給与の増額に充てることに関して、市のお考えを伺いたいと思います。

【人財課長】 今回、人事院勧告に伴う給与改正を行わせていただいたのは、まず、地方公務員の給与の仕組み的なところでは、地方公務員法において根本基準が定められています。これ自体が民間企業のように労使間での交渉で労働条件を決めるという労働関係法令が除外されている点がございませぬ。そして、労働基本権制約の代償として、公営企業の原則を実現する極めて重要な手段の一つとして人事院勧告という制度があるところがございます。だからといって、いわゆる聖域という形で職員の給与を人勧どおり、何も考えずに実施するということでは当然なくて、予算に対する影響は考慮した上で実施の検討を行ってきております。

今回の人勧に対しましては、職員の適正な処遇の確保という観点のほかに、現在の大和市職員の給与の状況、ラスパイレス指数などの状況、歳出総額に占める人件費率の割合、あと、改正を行わなかった場合の今後の人材確保に対する影響、国全体で今進めている物価上昇を上回る賃金上昇の継続の観点から、必要性、重要性が高いものと判断して、改正をさせていただいたところがございます。

【古木委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時44分 再開

【古木委員長】 再開いたします。

ほかにございませんか。

【石田委員】 先ほど職員給与増をしていくに当たっての大和市の職員の人数ですとか、ラスパイレス指数について言及がございましたが、これに関しては、上げていくことの理由を述べるには根拠として不正確ではないかと考えますが、市としてそういう認識は全くないですか。

【人財課長】 ラスパイレス指数に関しましては、職員一人一人の給与の高い、低いを表すものではありませんが、国家公務員の給与との比較で出される統一的な指数の一つでありますので、給与を検討する上で重要な指標の一つと捉えております。

【石田委員】 ラスパイレス指数を職員給与費のみで考えていっても、実態が見えてこないのではないかなど。というのも、隠れ人件費とも言えます物件費が大和市は特に多うございますので、その部分も加味しなければ、実際のヒューマンコストが見えてこないと思うのです。業務量に対して職員の人数がどうなのかとか、他の自治体と比べて、職員1人当たりの平均給与ですとか中央値がどうなのかということに関して、大和市はそれでも少なかったかなと思うのですが、その辺の数字も伺ってよろしいでしょうか。

【人財課長】 平均給与についてお答えいたしますと、各市で公表されているのが令和6年時点になりますので、令和6年時点の平均給与月額で言いますと、大和市は31万2257円です。順位としては、政令市を除いた16市中12位となっております。

【石田委員】 政令市を除くということは15市ぐらいになるのですかね。何市中何位かと言っているだけかなと。

【人財課長】 16市中12位でございます。

【石田委員】 皆さん、人事院勧告に基づいて上げていきますので、その辺の差に関しては、著しい差ではないのではないかなと捉えております。いろいろと事前に資料もいただきましたので、その辺を眺めても、絶壁のような差ではないかなと思っております。

人件費だけを見てヒューマンコストを考えるのではなくて——ラスパイレス指数で考えてしまうと、大和市の実態を、ヒューマンコストを見誤ってしまうリスクがあると思うのですが、それについての御認識を伺います。

【人財課長】 あくまで職員の給与の水準を考えるとときの1つの参考として、ラスパイレス指数を捉えておりますので、全体のヒューマンコストに対してのラスパイレス指数で考えているわけではございません。

【石田委員】 職員給与増を考えるときに、何も前説なく、ただラスパイレス指数だとか、直雇用の

職員の人数だけを出して議論するというのは、これだけ委託費が他市でもどんどん膨らんできている状況の中で、そこの比較も併せ持って考えなければ、実態を見誤って、それで少ないからということで増やしていくことをすれば、際限がないことになっていくと思います。今後、人件費等を説明していくときに、ラスパイレス指数を出すなどとは言いませんが、その辺の懸念点も併せて言っていかなければ、ラスパイレス指数が何なのか分からない人からすれば、そうなんだ、大和市は大変だからしようがないというようなミスリードにつながっていくと思いますので、周辺の背景等も併せて言っていきたいということは強く申し上げておきたいと思います。

今回、条例改正に伴っての増額ということですから、条例改正に関しても言及しなければならないのですけれども、今回、ちょっとあり得ないことがありまして、増額の率に関して、議運で最初に示されたものが間違っていて、数字が変えられたということがあったのですが、どういった変化があったのか、なぜそういうことが起こったのか、今後の再発防止策まで含めて御答弁をお願いします。

【人財課長】 今回、議案書を訂正させていただいた内容は、再任用の期末・勤勉手当の率について、議案書を作成する際に入力を間違えてしまったものでございます。影響額等を試算する中では、人事院勧告に準じた正しい率で計算していたのですが、議案書をつくる際に、ヒューマンエラーではないのですが、誤ってしまったものでございます。

議案というと大変重要なものですので、ヒューマンエラーで済む問題ではないと思っております。こちらに関しましては、二重、三重のチェックを今後行うことで対応していきたいと考えております。

【石田委員】 ただでさえ今回の議案を審査するに当たって、必要な情報が当初非常に少なかった状況であります。そして、示された数字を基に、議員の皆さんはしっかりと考えて当日を迎えられている中で、ああいった大きな数字の変化が示されたというのは、率直に申し上げて、非常に戸惑いましたし、今後、一切ないように——二重、三重とおっしゃいましたけれども、具体的にどういうふうにやっていくのかも含めて、しっかり固めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、今回、職員給与費の増を図るに当たって、普通るときではないのです。9月の大和市議会で経常収支比率が101.5%と赤字になったということで、大和市史上初でありますと示されて、それによって健全財政・改革ビジョンをこれから示していくですとか、そういったことで大騒ぎになっている状況なのです。そうした中で今回の職員給与費の審査というのは、より一層、根拠ですとか様々な情報をしっかり議員に提示して審査をお願いすべきだと思うのですが、市としての捉えをお願いします。

【人財課長】 人事院勧告に基づく給与改定につきましては、4月に遡及して行われる特性があるものですので、年度内での支給を踏まえて、初日即決をお願いして、議会のほうで初日即決を決めていただいている状況だと認識しております。

【石田委員】 国が出してくる人事院勧告のタイミングが、9月定例会は終わっていますから、どうしても12月に入らなければいけない。それを初日に即決しなければ、期末手当の改定に追いつかないというところで、これは毎度のことなのですが、その話をしているのではなくて、今回、特別な背景があって、その部分に関して、我々議決する側としても、何で上げたのかということに関して、数字的なものも含めて、市民の皆さんにしっかり根拠を示さなければならないわけです。議決をするために必要な情報が全く示されていない状況の中で審査を行うことは極めて問題があったという認識を持っていただきたいのです。認識を持つこと自体は難しいですか。

【人財課長】 今回、初日即決での要求をさせていただいたことに対して、現時点で問題意識は持っておりません。

【石田委員】 質問を変えます。11月までに健全財政・改革ビジョンを示すと古谷田市長は約束しておられて、我々も首を長くして待っていて、今回の人件費の増は、中長期的なもの、長期的な財源、財政バランス等も含めて、責任を持った議決ができるのではないかと期待していたのですが、結局、直前になって、12月に延期しますとなりましたが、これについての受け止めをできれば副市長等をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

【未来政策部長】 確かに全員協議会の中で、11月までにビジョンを策定する予定をお示しさせていただきました。それが1か月遅れたことに対しては大変申し訳なく思っております。申し訳ございません。

ただ、大和市も、経常収支比率が初めて100を超えた事態、それに対してどう対応していくのかという検討をするに当たって進めていく作業は初めての経験であります。また、10月に新たに健全財政に向かってプロジェクトリーダーが人事上配置をされたりとか、担当課長が着任したりとか、体制も変わって、まずはこれまでの財政の現状認識について、きちんと捉まなければならないだろうという認識の中で作業を進めてまいりました。それが思った以上に時間がかかったりということもあって、1か月遅れたという事態になっております。

今回のビジョンの中では、今後の財政収支、収支均衡を図るためにどのような取組をしたらいいのかまでの具体的な数値を盛り込む予定はございません。8月の全協でお示ししたとおり、財政が厳しい中、健全財政に向かって、どのような方針に基づいて、これから取組を進めていくのかという方針を示すこととなります。今後は、その方針に基づき、持続可能な財政が確保できるように取組を進め

ていける道しるべになるようなものの策定を考えておりますので、今月内にはビジョンを策定し、市民に公表する前の段階で議会の皆様にも御報告させていただく予定になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

**【石田委員】** 次に行きます。今回、条例改正で、私は議員調査で各部の予算要求を見て、今回の人件費の増は経常収支の中では王様に当たる支出ですから、これが年間では3.5億円伸びてくるということも含めて考えなければいけませんから、しっかり見たかったのですけれども、返ってきたのは、各部の予算要求も編成中のものに関しては、情報公開条例の文言、筋の流れで、仮定のものを出すことができないという判断だったのですが、これは私は極めて遺憾なのです。我々議会の議員調査は、情報公開条例に基づいて行っているわけではないのです。議会の議決権なのです。議会の議決権に基づいて議決をするに当たって必要不可欠な情報を得るために議員調査というものがあるのです。まず、そういった認識は持たれていますでしょうか。

**【財政課長】** 今回の議員調査への対応に関しましては、情報公開条例に基づいて判断を行ったところでございますが、従来も議員調査に対しましては、基本的には一般の市民の皆様等から情報公開があったものと同等の対応を続けてきたところで、今回も同等の対応とさせていただいたものでございます。

**【石田委員】** これは議会として極めて深刻に受け止めなければならない答弁でして、市民の皆さんと、実際に議会で議決する議決権を地方自治法で付与されている議員は全く性質が違うのです。我々は地方自治法第96条の議決権に基づいて、それを行使するための調査を行っているわけです。つまり、法律に基づいているということです。それを、条例を持ち出して、ほごにする、できませんというのは全く筋違いの話だと思います。つまり、条例で法律を否定することはできないと考えますが、いかがですか。

**【総務課長】** 法律を否定しているものではございませんで、この関係につきましては、地方公務員法上、我々にも守秘義務が課されておりますので、情報公開条例上出せないものを出すことは守秘義務違反に抵触する可能性がございます。そこのバランスで検討させていただいている次第でございます。

**【古木委員長】** 石田委員、質疑内容が議題外にならぬようお願いいたします。

**【石田委員】** 極めて重要な点だと思っておりますし、本議案にも著しく関わっているという認識ですが、もし問題があれば止めていただいても結構です。

今伺いましたけれども、確かに守秘義務も法律等にのっとっているものですから、分かるのです。一方で、議会の議決権があるのです。しかし、必要な情報がなければ、議決権が空洞化するのです。



見込まれるため、増額します」と書いてあるのですけれども、もう少し詳しくお聞きしたいです。

【警防課長】 光熱水費が不足した主な理由といたしましては、今年、夏日が長く続いたことによる冷房の稼働時間となっております。恐らく例年よりも1か月から1か月半近く早く、また、10月近くまで夏日が続いておりましたので、それによる冷房の稼働時間が長くなったものでございます。また、消防署の施設におきましては、職員が24時間、当直勤務しておりますので、空調の使用時間が長く、当初の見込みを上回ったものでございます。

【青木委員】 引き続きお聞きしたいことがありまして、「消防車両の修繕費に不足が生じるため、増額します」となっているのですけれども、こちらも詳しく教えていただけますか。

【管理課長】 購入から10年以上経過している消防車両が約20台、そのうち15年以上経過している車両が13台となっております。いろいろな不具合等により修理が必要となっております。その中で、今年度、30メートル級はしご車の排ガスを浄化するための装置であるDPR装置や、そのフィルター——尿素SCR交換費用に134万5000円、救急車のエアコンクリーニングユニット交換費用3台分に101万6000円、そのほか救急車のABS等故障修繕費等に44万2000円など的高額修繕が発生したことにより、予測不能の事態として捉えておりまして、補正予算といたしております。

【青木委員】 この2つに対しての意見要望ですけれども、この補正以外にも、以前、西の空調の関係もあったと思います。消防の施設は24時間365日ということでフル稼働、あわせて、車両も年数がたっているものをより丁寧に使って、点検も丁寧にしているということであります。

先日、1日に2回の火災出動があったと思います。そういったところでトラブルが起きないように、より一層、丁寧な整備をしていただきたいということと、光熱費云々に関しましても値上げが予想されるのですけれども、どれだけの係数をかけているか分かりませんが、補正に上げるよりも、やはり当初予算で余裕を持って計上していただきたいと要望させていただきます。

【古木委員長】 ただいまのは意見要望として処理させていただきます。

ただいま委員外議員の星野議員から発言を求められております。同じ会派に委員がいる場合は、その委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない、委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をすると議会運営委員会で決定されておりますが、いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 それでは、星野議員の発言を許します。発言は3分以内でお願いします。なお、3分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。

【星野委員外議員】 消防車両維持管理事務について伺います。2点伺います。今回、補正予算を上げてきたということですが、目節での流用ができなかった理由を教えてください。また、修繕費に不足が生じることによって緊急性があったのかという2点を教えてください。

【管理課長】 1つ目、流用にあつては、事故ですとか故障に伴う一般整備は予測が不能ということで、予算額を控えて予算化しております。それが発生した場合ですが、緊急車両の運用に影響が出ないよう、金額の時期ですとか緊急性などを勘案して、流用で対応するのか、補正とするのか、都度、判断して提出した次第でございます。

もう一つ、緊急性があるかないかというお話でしたが、やはり消防車両は一般の車両とはちょっと違いまして、緊急に修理をしないと市民の方々に不利益が生じるということがあって、緊急の修理が必要と考えて補正とさせていただいております。

【金原委員】 消防車両維持管理事務ですけれども、10年以上が20台、15年以上が13台ということですが、今回の271万円の補正予算は、不足分ということなので、この台数全部に271万円をつぎ込んで修繕に充てたのか、その中の何台分かの修繕費だったのか、その辺を教えてください。

【管理課長】 修繕に関しましては、この中のものもありますけれども、台数としては、現在、データの把握ができておりません。ただ、消防本部で管轄する車両が37台ございまして、緊急車両、一般の車両で、法定点検の19台及び一般整備などで15台、合計34台の保険料ですとか法定点検料が足りなくなることが見込まれたため、補正予算として計上させていただいております。

【古木委員長】 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 次に、歳入について、補正予算書10、11ページをお開きください。21款繰越金、22款諸収入が審査対象です。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 次に、補正予算書7ページをお開きください。第3表債務負担行為補正が審査対象です。質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 以上で総務所管関係についての質疑を終結いたします。

これより総括質疑に入ります。質疑ございますか。

【石田委員】 今回の補正予算について、ざっと押しなべて伺いたいのですけれども、人件費が伸びていくということが大きく示されています。他の議案でも指定管理等が軒並み値上げということで、

人件費も物件費もどんどん上がっていくということしか示されていないのです。ただ、今、経常経費がマイナスになっていて、努力しなければいけない中では、仮定で見ても全く見通しが見つからないと考えるのですが、人件費も物件費も膨らんでいる状況下で、どのように修正を図っていこうとされているのか、大まかな方向性だけでも示していただけないでしょうか。健全財政・改革ビジョンも示していないので、今、仮定でしょうけれども、仮定の情報でも結構ですので、お願いします。

**【未来政策部長】** 御指摘のとおり、人件費や物件費が高騰している中で、これからどうやって収支均衡を図っていくのかという御質問の趣旨だと思います。

まずは、大和市が行っている行政サービス、事業で他市よりも飛び抜けているもの、あるいは、他市ではやっていないものがあるのかなのか、周辺市並みに肩を並べていくということをやってみたらどうかということで、今、作業を進めております。それだけで収支均衡が図れるものなのかということはあるかもしれませんが、そういったことを進めながら、一方で、収支均衡を図るためには、歳出だけではなくて、歳入側の調整もあります。

この間の大和市の財政を見ていきますと、財政は大変厳しいのですけれども、予算規模は毎年膨らんでおりまして、市税も堅調に推移している実態があります。市税の伸びよりも歳出の伸びが上回っているから大変厳しい状況があるわけですから、市税の伸び程度に歳出の伸びが抑えられるかどうかということも1つポイントでありますので、歳入歳出それぞれ双方でバランスを取っていくためにどういった取組を進めていくのか。

ビジョンで、こういった視点で他市並みに均衡を図っていったりとか、歳入側では受益者負担の適正化を図ったりとか、そういった取組を進めていく中で、こういったここ3年間の取組をしていくのか、これからまた検討していきたいと考えておりまして、この時点で、これをやるから大丈夫というところまでの答弁ができないことは御理解いただければと思います。

**【石田委員】** 御丁寧な答弁ありがとうございます。

ビジョンを示していきますと我々議会に示したときに非常に目を引いたのは、最も高い優先順位でいくのが物件費だとおっしゃっていましたが、今のお話を聞いていると、優先順位が変わってしまったのかなと感じられたのですが、物件費が一番なのだということに関しては変わっていないという認識で大丈夫でしょうか。

**【未来政策部長】** 8月に行いました全員協議会でお示しした資料の中に確かに物件費の表示もありましたけれども、一番と書いたつもりはありませんで、改善、改革するポイントの一つと捉えておりまして、その点については今現在も変わっておりません。

**【石田委員】** 歳入の拡大を狙っていこうとすると、パターンとして、どうしても市民からより多く

取るという形が多くなってしまいますので、歳入拡大よりも歳出の見直しを聖域なくやっていくことが極めて重要だと思っておりますので、その辺も含めて御検討いただきたいと要望しておきます。

【古木委員長】 ほかに総括質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、総括質疑を終結いたします。

これより総務所管関係について討論に入ります。まず反対討論。

【石田委員】 反対討論を述べてまいります。

反対に回る最大の理由は、やはり給与費の増です。給与費の増自体を私は悪とは捉えていませんが、今回、大和市が市議会に対して示した情報、誤記載、また、ビジョンを示すと言っていたのに、ビジョンも示さなくなったなど、申し訳ないですが、あまりにもひど過ぎます。あれだけの厳しい状況があって、ビジョンを11月に出しますと市議会と約束したわけですよ。我々もそれが来るものだと待っていたわけですが、それも出されない状況下で、人件費を上げていくことの見通しが全く取れないわけです。そして、今回のものを了とすることは、連なっていけば、年間3.5億円の人件費増も重なってくるわけです。

これに対して、今の議員の皆さんにどうやってバランスを取っていくのかということをお答えされる方はいないと思います。なぜなら全く情報がないからです。だから、根拠を持って答えることが難しいという状況です。そういう状況下で賛否を問われること自体が私は異常だと思っておりますし、これを普通にしたくないです。大木市政の中では、これが普通だったのかもしれない。しかし、古谷田市政はそうした大木市政に問題意識を持って、パワハラ問題の改善をしていくということで全力を尽くしてこられて、市議会としても、公的な場で、議案審査の場合には分かりやすい情報を詳細に出してくださいとお願いし、市もそれに応えるということをしかりと約束していただいているわけです。

しかし、現状の議案審査の情報の出し方というのは、大木市政とほとんど変わっていません。これは、市民の皆さん、公の場で議会も約束しましたし、行政もそれに応えると言っているにもかかわらず、それが全く進んでいないという状況は私は極めて問題だと思っておりますし、情報がなければ、そもそもその審査自体ができないということを本当に分かっていただきたいと思っておりますし、これは大木市政の爪痕だと私は思っています。職員の皆さん、一人一人を責めるのではなくて、長年、トップダウンにさらされてきて、そういった習性というか、慣習が身につけているのだと思うのですが、これは変えていかなければいけない、非常に重要なポイントだということを強く申し上げたいと思っております。

また、広報やまと発行事業について、全戸配布になったことは非常に前向きに捉えていますので、これに反対するような気持ちはないのですが、申し訳ないですが、非常に人件費が大きくなっていま

すので、補正予算の一つですから、反対せざるを得ないです。これに関しては前向きに捉えているということはしっかりとお伝えしておきますが、公費で行うものですから、それがしっかりと配られているのかどうか確認する最低限のことはやっていただきたいということは先ほど申し上げたとおりです。お願いをしたいと思います。

また、収納課内庶務事務に関しても様々申し上げましたが、追い詰められている方々を相手にされているということは僕よりも分かっていると思うのですが、そういった方々をただ追い詰めるのではなくて、どうやって救いの手を出していくのか、いい方向に持っていくのかということの本当に最前線に立たれている方々だと思っています。そういう状況の方々と接するというのは非常に難しい部分もあると思うのです。しかし、やっぱりできることはあると思っております。システムが迅速化されたことによって、これまでの処分の在り方が非常に早まっておりますから、こういったことはしっかりとお伝えする必要があると思っておりますので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思います。

以上で反対討論とさせていただきます。

【古木委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入りますが、他の所管委員会においては、原案のとおり可決されております。これより採決いたします。

総務所管関係について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【古木委員長】 賛成多数。よって本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午後0時59分 再開

【古木委員長】 再開します。

日程第4、陳情第7-18号、災害発生時におけるペットとの同行避難についての陳情書を議題といたします。

本件について、陳情者から意見陳述の申出がありました。いかがいたしますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 それでは、意見陳述を許可することにいたします。

意見陳述者は前方の陳述席へお進みください。

審査の流れについて御説明いたします。

まず、意見陳述者は、自己紹介も含めて5分以内で簡潔に意見陳述をお願いいたします。なお、5分の時点でお知らせいたしますので、速やかに終了をお願いいたします。終了後、委員から意見陳述者に対して質疑がある場合がございます。質疑が終了しましたら、意見陳述者は傍聴席にお戻りいただけます。その後、委員による審査を行います。

それでは、ただいまから意見陳述をお願いいたします。御発言の冒頭に自己紹介をしていただいた上で御発言をお願いいたします。

【陳述者 川中善哉氏】 中央林間在住の川中善哉と申します。本日は、このように意見を述べさせていただく機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。

では、陳述を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様、今年の9月19日の読売新聞で「『災害時はペットと一緒に避難』推奨へ」と環境省が8年ぶりに指針を見直して、被災者の居場所と分ける事例もという記事が掲載されたのを御存じかと思えます。

その中では、2011年3月の東日本大震災で多くのペットが取り残され、野生化するケースもあったということです。そのために環境省は2013年、同行避難を基本とする指針を策定し、昨年修正された国の防災基本計画に初めて、同行避難してきた被災者を適切に受け入れるようにということが定められました。このことは、コロナ禍以降、ペットの数も増えまして、ペットは単なる物ということではなく、今や大切な家族であるということも国も認知していることの1つの証拠と言えるかと思えます。

ちなみに、厚生労働省のデータを拝見しますと、犬の登録数は600万匹程度で推移しているということです。大和市の人口が24万人ぐらいとすると、飼育数は1万2000匹ぐらいで推移していますので、飼育の割合は人口に対して大体5.2%と。このことは大和市よりも人口も規模も大きい

横浜市よりも——横浜市が4%ぐらいですので、それよりも多いということですし、また、最近では、大和市にも新しいマンションがどんどん建っていますけれども、新築のマンションは今やペット受入れ可というものばかりです。一部受け入れないのは古いところだったり、アパートだったり、そういうところに限られているということが言えます。

では、趣旨のほうに移っていきたいと思います。災害が発生しますと、多くの家が被災して、場合によっては自宅での居住が困難となりまして、ペットを連れて同行避難することとなります。しかし、避難所では、ペットは人間の避難スペースと一緒に過ごすことはできませんし、そのことが起因で、ストレスから体調を崩すことも少なくありません。また、仮に車中避難したとしても、人間もペットもエコノミー症候群が懸念されると。このように非常に不安要素が多くあります。さらに、避難所では、ペットは置いておくだけですので、ペットを見守る体制が確保されていないと。このようなことだと、場合によっては、転売目的の盗難とか虐待、あるいは、ペット自身が勝手に逃げてしまうことも懸念されます。

人と自然、そして動物が共存するまち、大和市として、安心して同行避難ができるための充実した体制づくりは大切であると思います。そのために、大和市として、体制の確立とともに、市内の動物病院とも連携して取り組むことが不可欠と言えます。

そこで、次の取組を大和市として前向きに検討していただき、ペットの同行避難のパイオニアとして全国に誇れる大和市、言ってみれば、最先端のまちづくり、みんなに優しい大和市、災害弱者をつくらない大和市をぜひ目指していただきたいと思います。

私からお願いしたいことは3点ですけれども、1点目が、避難所でのペット監視ボランティアへの市民認定制度の創設ということで、これは言ってみれば市民参加型の避難体制の構築です。

2点目が、ゾーニングの推進と、ペット飼育者の空間確保に配慮していただき、避難所でのペット同行避難者向けの持込テントの一時設置を許可していただきたいということ。

そして3点目が、市内の動物病院と連携して、避難所開設中の医療スタッフ派遣によるペットの健康確認及びペットを介した病気の蔓延防止を行っていききたいということで、私の意見としては以上になりますけれども、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

**【古木委員長】** 意見陳述が終わりました。意見陳述者に対して質疑ございますか。

**【石田委員】** ペットは一人暮らしとかで本当に家族と同等という方々がいっぱいいらっしゃるの、災害時、精神衛生を守る上でも、二次災害を防ぐという観点からも非常に重要なことだと思っています。

今回、こういうふうにご陳情を出そうと決意された背景を教えてくださいとありがたいのです

が、いかがでしょうか。

【陳述者 川中善哉氏】 私自身が今、中央林間で約850世帯ある大規模マンションに住んでいて、ペットが150頭ぐらいいるのですけれども、ペットの飼育者の責任者をやっております、ペットのいろいろな問題について、日頃から話し合っていることと、実際、今、私自身も災害士の資格取得を目指していて、今後、災害とか避難の問題とかに大和市を挙げて取り組んでいけるように何かお手伝いできたという事で、このような陳情書を出させていただきました。

【金原委員】 この中に「パイオニア」という表現があるのですけれども、パイオニアという部分に関して、特に実現したい取組はどういうことでしょうか。

【陳述者 川中善哉氏】 本日上げさせていただいた3点がぜひ取り組んでいただきたいことなのですけれども、冒頭でも申し上げましたとおり、ペットというのは、今や物ではなくて、大切な家族であるということで、日本はどうしても欧米なんかと比べると、ペットの扱いはまだまだ遅れているところがあります。自治体でペットのことに真剣に取り組んでいるところはまだまだ少ないかと思しますので、ぜひその先陣を大和市が切っていただいて、大和市なら大丈夫といろいろな方から思っただけようになればと思います。

【金原委員】 最後に、市民認定制度の内容について、どういう形にしていきたいとか、案があれば教えてください。

【陳述者 川中善哉氏】 市の側からすれば、多分、一番問題になるのは手続だと思うのですけれども、ペットの飼育者の中でも、誰でも来ていい、避難所で見張り役をやっていいということにはならないと思いますので、例えば大和市で簡単な、A4、1枚で幾つかの質問事項をつくっていただいて、それに合格した人には認定証——認定証も、特別、システムをつくって何かやる必要はないと思いますので、小さい紙か何かで出していただいて、保管は所持する方々に任せるということで考えていただければ、お金もかからず、市としても特別負担にならずにやれるのかなと思っています。

【北島委員】 本日は、お忙しいところ、ようこそ、ありがとうございます。ゾーニングなのですが、ゾーニングでそういうスペースをつくれますとしたときに、例えば持込みのテントというお話がありましたが、テントのサイズ感は規定を求めたりとか、何か考えていらっしゃるのですか。サイズです。

【陳述者 川中善哉氏】 レジャーで行く場合と異なりまして、緊急避難ということですので、持ち込めるテントも非常に規模が限られてくると思いますので、一、二名が入れるぐらいのテントを、それも、例えば小中学校に避難する場合でも、小中学校の運営に邪魔にならないような形で設営場所と一緒に検討させていただくとか、そういうような形で運用していけたらいいのではないかなと考えて

います。

【北島委員】 自分は大きなペットを飼ったことがないのですけれども、どうしてもアレルギーを持っている方も一緒に避難してくると思うのです。そういった方への配慮はゾーニングで対応できるという根拠的なものは何かあるのですか。住む場所というか、避難する場所を離す距離というのは、これだけ離せば大丈夫ですよみたいなものはあったりしますか。

【陳述者 川中善哉氏】 避難場所によって、例えば設置状況も異なりますし、スペースも異なってくると思いますので、そういう細かいところにつきましては、できれば地域の防災計画とか地区の防災計画で、場所ごとにある程度の指針というか、そういうのを定めた上で検討していければ、具体化して、より実際の運営がしやすくなるのかなと考えています。

【渡辺委員】 御質問ですけれども、テントを張る場合、屋内ではなくて、屋外という可能性はあるのですか。

【陳述者 川中善哉氏】 避難所によって屋内に置く場合もあるかもしれませんが、置けるスペースがあれば屋外で——屋内に避難されているペットアレルギーのある方とか、逆に言えば、ペット嫌いの方もいらっしゃるので、そういう方々にも配慮しながら設置できたらと思っています。

【青木委員】 いろいろと御説明いただきましてありがとうございます。お聞きしたいのですけれども、本市で相模獣医師会と協定を結んでいるのですけれども、その内容は把握されていらっしゃいますか。

【陳述者 川中善哉氏】 相模原市の獣医師会との協定についてのお話は伝え聞いたことがございます。実際、資機材の提供とか、いろいろなことがそこには書かれていました。

あと、私が今住んでいるところのすぐ近くにはペット病院があるのですけれども、その先生と個人的に患者と院長の立場で話したときには、いい取組だねということでした。ただ、獣医師会は農林水産省の管轄なので、市議会のほうからトップダウンで落としてもらわないと僕らは動けないよと言われたので、そこは私のほうでも説明に回って、御理解いただけるように努力したいと思いますと申し上げたということがあります。

【青木委員】 その辺については後ほど市側に質問させていただきたいと思います。

それと、この文書を見ても、「居住継続が困難な場合」ということですから、多分、避難所は、一時避難場所でもなければ、広域避難場所でもない、避難生活施設を言っているのかなと思われる。避難生活施設は、今現在、市内に33か所あって、市立小中学校ですとか高校、教育施設だと思えるのです。

マンションのペット飼育者の代表ということですが、地元の自主防災会ですとか避難所運営

委員会へこの案件を御相談されたことはございますか。

【陳述者 川中善哉氏】 まず最初の質問ですけれども、避難所の形態とかは実際いろいろありますし、その場で設営するに当たっても、ケースは異なってくるのかなと考えています。

あと、自主防災組織はうちのマンションもあるので、いかんせん、うちのマンションの場合は自治会ができて2年しかたっていないので、ちょっと経験が浅いところもあります。今、私もほかのマンションとか自治会の方々、社会福祉協議会にも知り合いがいますので、そういった方々にも、こんなことを考えているのだけれどもと相談しながら、いろいろなところと連携して、地域防災計画に具体的に反映できるように努力していけたらなと思っています。

【青木委員】 ありがとうございます。まだ2年ということですので、大和市の避難生活施設は避難生活施設運営委員会によって自主的に運営されている現状があります。避難所運営委員会が主体で各地域の実情ですとか施設の状況を踏まえた上でルールづくりをしておりますので、ぜひそのような機会がありましたら、避難所運営委員会にも今後相談していただきたいなということをアドバイスさせていただきたいと思います。

【古木委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 以上で意見陳述者に対する質疑を終結いたします。意見陳述者は傍聴席にお戻りください。

直ちに本件について質疑、意見等をお願いします。

【木村委員】 今回の陳情の項目としては、先ほど御本人が言われていましたが、3点ほどあるわけですけれども、1つずつ市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

1点目の「避難所でのペット監視ボランティアへの市民認定制度の創設」について、現状の市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

【危機管理課長】 災害時におけるペットの対策につきましては、先ほどもお話が出ていましたが、環境省から人とペットの災害対策ガイドラインというのが現時点で既に示されてございます。この中で、飼い主自らが行うべき責務と対策が記載されてございます。本市におきましても、このガイドラインを踏まえて、飼い主の責務として、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットの適正な飼養管理をすることが災害時のペット対策の基本と考えてございます。

ペットの安全と健康を守るため、先ほども出てございましたが、飼い主の方自らが地域住民で構成されます自主防災会などと連携しながら、状況に応じた対応方法を検討していただく、ペットを見守ることが現実的な運用になると市としては考えてございます。

陳情にございました市民認定制度につきまして、今、市が創設するという考えは持ち合わせていないというのが現状でございます。

【木村委員】 それでは、次の２点目の「ゾーニングの推進とペット飼育者の空間確保に配慮し、避難所でのペット同行避難者向けの持込テント設置許可」についてはいかがでしょうか。

【危機管理課長】 こちらも一部出ましたが、本市の避難所につきましては、避難生活施設運営委員会によって自主的に運営されることから、日頃から地域の実情であったり、施設の状況などを踏まえたルールづくりを行っていただいております。ペットの同行避難に関しましても、ペットの飼い主の方自らが積極的にこの運営委員会へ参画をしていただき、受入れ体制等についても協議していただくことが理想であろうと考えてございます。

【木村委員】 それでは、３点目の「市内動物病院と連携し、避難所開設中の医療スタッフ派遣によるペットの健康確認及びペットを介した病気の蔓延防止」についてはいかがでしょうか。

【危機管理課長】 本市、大和市におきましては、こちらも先ほど質疑の中で出ましたが、相模獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を既に締結してございます。こちらでは、災害発生時の動物の応急治療であったり、一時保管、資機材の調達、避難所における被災動物に係る相談、助言、指導、さらには、避難動物に関する情報提供などの協力体制をいただくということで協定を結ばせていただいている状況でございます。

【石田委員】 過去の東日本大震災ですとか、そういった震災で、震災があった後に物すごく自殺が増えたりだとか、メンタルヘルスの悪化によって命が失われるということが多々見られたと思うのですが、そういう観点から考えると、災害時のメンタルヘルスを守っていくという観点で、ペットをしっかりフォローしていく必要性は高いかなと思うのですが、それについて市の御所見はいかがでしょう。

【危機管理課長】 基本的な対応は、先ほど申し上げたとおり、国のガイドラインにのっとって対応しているところではございますが、そちらの内容も踏まえて、本市としては、ペットの同行避難は市としてももちろん認めて、災害時に市民の方と一緒に避難をしていただくという前提でございまして、その中で、今、委員がおっしゃられた内容につきましても、それを拒絶するものではなく、一緒に避難していくことで何とかケアをしていければと考えている中で、今、地域の方々とその辺を検討していただいている状況でございます。

【石田委員】 あくまで飼い主の方々が自らの範疇において、なるべく避難所全体の混乱を呼ばないようにやっていくことが原則だと思うのですが、皆様が連れてこられると收拾がつかなくなることもあり得ますので、受入れ体制を一定整えておくことは、実際の災害の現場においては必要になるかな

と思うのですが、それについてお考えはいかがでしょうか。

【危機管理課長】 実際の避難所の運営は、先ほど申し上げましたとおり、避難生活施設運営委員会、地域の方々に発災時にはお委ねをしていくことになろうかと思っています。ただ、実際の運営ルールの中では、既にペットの同行避難は市からも受け入れていただくお願いをしております。具体には避難所の想定が市内33施設ございますが、そのうち、実際には幾つか重複する施設がございますので、27委員会にはそのお願いをしつつ、地域性であったり、施設の状況等によって、対応は一部異なるところがございますが、原則としては、市からもペットの同行避難のお願いをして、受け入れていただくように働きかけているところでございます。

【石田委員】 そこまで整っているということであれば、あとは、実際、事が起こったときの体制をあらかじめ想定しておくことが混乱を避ける仕込みになると思いますので、今後の計画策定ですとか、自主防災会とかとのやり取りの中で前向きに進めていただきたいと思います。

最後に、相模獣医師会と連携を組んでいただいている、陳情者の方からも、たまたま知り合いで、市のほうからしっかり旗振りをしていただければ協力的に関わっていただけるということですから、これについては市も前向きに取り組んでいただけるものなのかなと捉えています、いかがでしょうか。

【危機管理課長】 まず現状で相模獣医師会と結ばせていただいている協定の内容で、今、意見陳述者の方がおっしゃられたことは、一定程度の成果というのでしょうか、効果が期待できるものと考えてございますので、こちらのほうも顔の見える関係の構築であったり——それは今も継続してございますが、引き続き取り組みながら進めてまいりたいというところでございます。

【渡辺委員】 ペットを飼育されている方にとっては、ペットとの避難は非常に重要で、そういうことが実現できればありがたいことかなと思います。一方で、ゾーニングですけれども、例えば震災が起こった場合、震災の程度によって避難者の数が全然違ってくると思うのです。その場合に、今の避難所施設の避難者の数と、ペットのためのゾーニングを確保すると、そこら辺の整合性が被災の状況によって大きくずれてしまうと思うのです。ずれてしまって、人間だけで避難所が大変だという場合に、さっき私が質問したように、屋外でテントを張っていただくとか、臨機応変な対応が必要ではないかなと思っています。こういう形で同行避難を実現するのであれば、そこら辺も併せて、いろいろな状況を想定しながら検討していただけたらと考えています。よろしくお願いします。

【金原委員】 大和市内でペットを飼っている世帯数とか、犬の数とかの把握はあるのでしょうか。首都直下とか大規模災害のときに倒壊する家はどのくらいの数を想定しているのでしょうか。

結局、飼っている犬とかがどれだけ避難施設に——あくまでも想定なので、行かざるを得ない部分

が出てくると思うのです。また、大和市には4か所ぐらい住宅密集地があって、大規模災害で火災とかが発生した場合に、避難所に行かなければいけない方が増えると思うのですけれども、そういう意味で数を教えてください。

【危機管理課長】 まず1つ目の御質問でございます。ペットの総数につきましては、狂犬病の関係等で所管している課が別途ございまして、うちのほうで市内のペット飼養の数は把握してございません。

その前提の中で、我々が今、地震災害で被害想定をしているものが——委員御承知のとおり、幾つか地震の種類がございますが、都心南部直下地震を市の想定地震として、被害想定等をいろいろ考えてございます。

今言われたように、木密地域だったり、住宅密集地という地域性は当然多々あるかと思うのですが、こちらの被害想定自体は県が大きく数字を集計しているもので、ゾーニングまでは出ていないのですが、市全体での建物被害は、今年の3月に見直された新たな県の被害想定では、全壊する棟数が550棟、半壊等が3550棟です。本市は前の被害想定で今の防災計画を立ててございますので、これより数字は多うございました。それが今、耐震化等の進捗によって少なくなっちはいるのですが、基本、この全壊家屋数、半壊家屋数を踏まえて、様々な防災対策をこれからも考えていく、数字を見直していくこととなりますので、大きくは、その枠の中でペットも対応していく状況になると御理解いただければと。具体、個別、地域性でというのは、正直、これ以上のものは持ち合わせていないところになります。

【金原委員】 そういう意味では、大和市の場合は、災害時に自宅で避難することがメインと考えられる部分では、耐震だとかをしっかりと推し進めていただくとか、密集地域の火災に関しても、延焼しないような形で、なるべく家屋が残るような対策も進めてもらえば——同行避難に関しても、避難所に行かなければいけない世帯を少しでも減らす方向性に向かうことが大事かなと思いますので、こちらの対策も含めて進めてほしいなと思います。これは要望と意見でございます。

【青木委員】 先ほど木村委員からの質問に対してお答えをいただいたのですが、その答えの内容について、もう一度確認したいのですけれども、一番最初の「避難所でのペット監視ボランティアへの市民認定制度の創設」については、飼い主自らが地域住民で組織される自主防災会、避難生活施設運営委員会などと連携して、飼い主同士がお互いに相談しながら、状況に応じた対応方法を検討して、ペットを見守ることが現実的な運用になるのではないかということよろしいでしょうか。

【危機管理課長】 そのとおりでございます。

【青木委員】 次に、ゾーニングの件ですけれども、繰り返しになりますけれども、こちらも同じく

飼い主自らが積極的に避難所運営委員会に加わっていただいで、受入れ体制等について協議していくことが必要であるという考えでよろしいですか。

【危機管理課長】 そのとおりでございます。

【青木委員】 続いて、最後に、「市内動物病院と連携し、避難所開設中の医療スタッフ派遣によるペットの健康確認及びペットを介した病気の蔓延防止」についてですけれども、災害発生時には、動物の応急治療、一時保管や資機材等の調達、避難所における被災動物に係る相談、助言、指導、被災動物に関する情報提供等の協力体制が相模獣医師会との協定で締結されているということによろしいですか。

【危機管理課長】 そのとおりでございます。

【青木委員】 分かりました。私からは以上です。

【北島委員】 市内動物病院の件ですけれども、相模獣医師会と協定を結んだ経緯は何かあるのでしょうか。

【危機管理課長】 こちらもこれまでの議会での一般質問であったりですとか経過を踏まえて、意見陳述者の方もおっしゃられていましたけれども、ペットの問題は決して看過できる問題ではないので、そこを踏まえて、市として相模獣医師会と協定を結ぶということで進めさせていただいて、令和6年3月に締結させていただいたものでございます。

【北島委員】 質問の仕方を間違えました。相模獣医師会を選んだ理由などがありましたら——「市内動物病院と連携し」という意見陳述者の文章があるのですけれども、市内の獣医師会ではなくて、相模獣医師会を選んだ理由が何かあれば。

【危機管理課長】 相模獣医師会というお名前ではございますが、構成というのでしょうか、エリアは、大和市を含めて、座間市、綾瀬市、海老名市の4市を包含する獣医師会、県の獣医師会の相模支部という形になってございますので、こちらのほうと協定を締結させていただいたものでございます。

【北島委員】 先ほどの青木委員の質疑と重複してしまうのですけれども、要は、市として、避難生活施設運営委員会とか自主防災会に強制的に何かというよりかは、その地域で要綱を定めていって運営可能ということでもいいのですか。

【危機管理課長】 運営委員会に関しましては、標準マニュアルという形で、市として基本的にこの形をお願いしたいというベースはもちろんお示しをしています。その中で、ペットの同行避難も受入れをお願いしているというのがまず前提にあって、被災状況はもとより、地域の実情であったり、通常は小中学校の体育館等に避難することになりますので、その施設の状況等に応じて、どうしても画

一的には定め切れないところがございますので、そこは運営委員会に具体的な検討等をお願いしながら、連携しながら、実際の発災時には柔軟に受入れに対応してまいりたいと考えている現状でございます。

【古木委員長】 ほかに質疑、意見等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 次に賛成討論。

【青木委員】 賛成討論でお願いいたします。まず、本陳情について、市側との質疑で、陳情者もお聞きになり、理解されたと思いますが、繰り返しになりますけれども、まず、「避難所でのペット監視ボランティアへの市民認定制度の創設」については、環境省からのガイドラインでは、飼い主自らが行うべき責務と対策等が記されており、その中には、ペットの安全と健康を守り、ペットを適正に飼養管理することが災害時の対策基本と考えていると記されております。

次に、「ゾーニングの推進とペット飼育者の空間確保に配慮し、避難所でのペット同行避難者向けの持込テント設置許可」については、避難所については、避難生活施設運営委員会によって自主的に運営され、各地域の実情や施設の状況を踏まえたルールづくりを日頃から行っております。

また、「市内動物病院と連携し、避難所開設中の医療スタッフ派遣によるペットの健康確認及びペットを介した病気の蔓延防止」については、既に相模獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定が締結されており、その内容には、災害発生時に動物の応急治療、一時保管や資機材等の調達、避難所における被災動物に係る相談、助言、指導、被災動物に関する情報提供等の協力体制が得られることになっております。

私も地震災害で言えば、阪神淡路、中越、東日本、能登半島などの被災地へ発災直後からボランティア活動で被災現地に赴き、今でも継続してボランティア活動に参加しております。その活動中には、本市でいう一時避難所から災害時避難生活施設へ余儀なく移動された方々を多く見してきました。

避難生活施設を利用される方は、自らの住まいが倒壊や半倒壊など危険性がかなり高く、そこで生活するに当たり、危険性が高く、家屋の使用ができない状況の方々です。また、本市の避難生活施設も同様に、誰でも利用できるわけではなく、危険性の高い家屋の方々が利用できる施設であること、あわせて、災害時避難生活施設は市立小中学校と高校などの33か所であり、教育施設であることを理解していただきたいと思っております。

そして、市職員や避難所運営委員会をはじめ、それに携わる皆さんが被災者であることを忘れてはいけません。あわせて、避難生活施設が開設される時は、かなり大きな被害が想定され、多くの市民が被災し、災害に巻き込まれ、混乱しているさなかで、まずは人命が第一優先であることを決して忘れてはいけないと思います。

私が今まで現地で目にしてきた内容と重ねると、この陳情書に記載されているとおり、発災直後にペットと一緒に避難され、車中泊で過ごしている方も目にきており、私も年老いた母もおりまして、ましてやペットも多頭飼いで、自分の子供、いや、孫のようにかわいがっており、陳情者の気持ちも理解できます。ペットも家族の一員であると思いたい気持ちはすごく理解できます。

繰り返しになりますが、避難所については、避難生活施設運営委員会によって自主的に運営され、避難所運営委員会が主体で、各地域の実情や施設の状況を踏まえた上でルールづくりをしております。そのような理由により、市が今すぐにとというのはとても難しいと思われれます。行政側への要望も大切ですが、それぞれの地域の実情を踏まえた取組が重要であることから、まず、ペットの飼い主自らが積極的に地域の皆さんでつくられている自主防災会や避難生活施設運営委員会に参画し、受入れ体制等について協議していくことが必要であると考えます。

しかしながら、本陳情書にも記載のあるとおり、市として前向きに検討すること、将来的に目指してほしい旨が記載されております。最近では、ペットも家族同様という意見も多く耳にする現在、本市で取り組んでいる内容も理解した上で、さらなる充実に期待するとともに、地域の実情を理解している避難所運営委員会の助言も含め、今後このような取組について検討する必要があると考えます。

よって、将来を見据えた場合、ペットに対する対応の充実は必要であると考え、本陳情書に賛成いたします。

【古木委員長】 まず反対討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 次に賛成討論。

【石田委員】 これから大和市で災害が起こったときには、環境省が示しているとおりに、ペットを連れてくる方が大勢いらっしゃるということは現実ですから、その現実を捉えて、それぞれの飼い主の方の責任の範疇でやっていただくのが大原則なのですが、実際に現実には多くの方が連れてこられたときに、しっかりと受入れ側でも整備をしておかなければ、確実に混乱が生まれると思います。避難所の体制を整備していかなければいけないという観点においては、陳情書で求められているゾーニングですとか、避難所での監視ボランティアという表現になっていますけれども、そういった部分も仕事の分担をして、しっかりと統制がされた状況をつくっていかねばならないと考えます。

少し触れましたけれども、災害時には精神的な健康が非常に重要になってまいります。二次被害で尊い命が失われるようなことがないように、心の健康と密接につながっている、家族と同等のペットの扱い方、在り方もしっかりと体制を構築していただきたいという思いから賛成をさせていただきます。

【古木委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【古木委員長】 賛成全員。よって本件は採択されました。

【古木委員長】 日程第5、陳情第7-21号、職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情書を議題といたします。

直ちに本件について、質疑、意見等をお願いします。

【木村委員】 こちらの陳情については、項目として3点上がっております。これについて、大和市の状況について教えていただければと思います。

【人財課長】 陳情項目1点目に関しましては、大部分のところで対応ができているという認識でございます。地方公務員は労働基準法第24条が適用除外になっていますが、一部適用される職員がおります。労働基準法では、事業場の労働組合との協定が必要という規定がありまして、その点に関しては、周辺自治体の動向等も踏まえて確認していきたいと考えております。

陳情項目2点目と3点目に関しては、対応できている状況でございます。

【石田委員】 この陳情の中にある広島県ウェブサイトに掲載されている組合費のチェックオフの注意点に記載のとおり、チェックオフを運用するにはということで、当該事業場の過半数組合と行政との間での労使協定を締結すること、個々の組合員から組合費支払いの委任同意を受けることの2条件が必要だと書かれているのですが、これについての現行の大和市の状態はどのようなのでしょうか。

【人財課長】 まず、地方公務員は、地方公務員法で労働基準法第24条が適用除外になっております。その代わりに地方公務員法の中で職員の給与の支給の原則が書かれておりまして、職員の給与は、法令、法律または条例により特に認められた場合を除いて、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないとなっております。それを踏まえまして、大和市一般職の職員の給与に関する条例第5条で、支給の際に職員から控除する項目を規定しており、組合の組合費を天引きするというのが規定されております。その上で、大和市職員組合との間で口座振替の協定書を締結しておりまして、その協定書の中で、組合費等を控除したものを振り込むということで職員組合と合意しております。

確認していくと考えているという部分が、労基法第24条が適用される一部の職員です。労基法の規定ですと、事業場の労働組合等と協定が必要という項目になっていますので、事業場の単位については、他市の動向も含めて確認をしていきたいというところでございます。

【古木委員長】 ほかに質疑、意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【渡辺委員】 ここで、とどめの動議を出させていただきます。

理由としましては、大和市は本陳情項目について、ほぼ対応できていること、また、一部の未対応の部分についても確認するとしていることが質疑で確認できました。

そもそもこの陳情項目は労使関係の話に関わるものであって、これに議会として賛否を表すのは難

しいと考えています。また、陳情項目の内容を見ると、行政側に対してのものなのか、議会に対してのものなのか不明瞭なものとなっております、賛否を表すことは難しいと考えております。

よって、本陳情に関しては、とどめとすることを動議いたします。

【古木委員長】 ただいま渡辺委員から、本件の審査をとどめられたいとの動議が提出されましたので、本動議を先議いたします。

直ちに本動議を議題といたします。

本動議について討論ございますか。まず反対討論。

【石田委員】 動議に反対の立場で討論させていただきます。

もし考えられていたのであれば、事前に教えていただけたら非常にありがたかったのですが、私は、この内容に関して、確かに行政に言っているかのような書きぶりであるところがありますので、それに対して違和感を覚えるというのは賛同するところではありますが、ここに書いてある政治的中立性を求める内容というのは、おおむね一般的なことをおっしゃられているのかなと思っておりました。

ただ、もうできているということですから、あえてこの陳情に賛成する必要はないかなと思って、私としてはこの陳情には反対の立場を取ろうかなと考えていたところなのですが、動議をされて、これがとどめになるということです。陳情者が出していただいたもの、議会として受けたものに関しては、原則、受け止めていくことが必要と思っておりますので、渡辺委員がおっしゃっていた動議の内容にすべからず反対するものではないのですが、この陳情を採決しないというところにまでは至らないかなという判断で反対をさせていただきます。

【古木委員長】 次に賛成討論。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 なしと認め、討論を終結いたします。これより採決いたします。

本件の審査をとどめることに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

【古木委員長】 賛成多数。よって本件は審査をとどめることに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【古木委員長】 それでは、そのようにいたします。

これにて委員会を閉会いたします。

午後1時47分 閉会